平成２１年（フ）第１９５号
富山県砺波市安川1347番地
破産者　丸五建設有限会社
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第２０７号
長野県安曇野市豊科高家3770番地59
破産者　有限会社鮮や
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１７１５号
京都市伏見区羽束師菱川町559番地56
破産者　有限会社藤松機工
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３３号
香川県高松市番町２丁目15番22号
破産者　株式会社エプシス
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第７４１号
愛媛県松山市久谷町乙1062番地５
破産者　アサヒ木造株式会社
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第４号
長崎県平戸市生月町山田免495番地
破産者　西　　清
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２２年（フ）第１６号
長崎県平戸市田平町山内免624番地イ
破産者　池田裕次郎
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２２年（フ）第４６号
茨城県つくば市梅園２―24―２、住民票上の住所秋田県由利本荘市西目町沼田字新道下570番地９
破産者　本間　剛大
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２２年（フ）第２５６号
長野県松本市沢村３－５―30、前住所長野県北安曇郡松川村5721番地506
破産者　太田　初穂
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２８６号
長野県北安曇郡池田町大字会染1222番地１、前住所長野県北安曇郡池田町大字会染11221番地47
破産者　丸山　成司
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第１９７０号
名古屋市中区栄３丁目23番12号　ハイライク栄ハイツ604号
破産者　伊藤夢こと　戚　　瑜明
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６５６号
名古屋市中村区横井１丁目114番地　エポック201号室、開始決定時の住所名古屋市中川区長須賀３丁目201番地　ダイアパレス伏屋弐番館103号
破産者　水岡　健二
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２１４号
愛知県清須市下河原1034番地　県営新川住宅２棟410
破産者　大野　松男
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２７９号
名古屋市守山区吉根１丁目811番地　フォレストコート201号、申立時の住所名古屋市北区楠３丁目339番地
破産者　乾　與志昌
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３１６号
名古屋市瑞穂区萩山町３丁目44番地の４
破産者　井藤久仁俊
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７０３号
愛知県春日井市東野町３丁目５番地８　ｇｒｅｅｎ　ｐａｒｋ東野101号
破産者　齋藤　忠司
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７９５６号
大阪市生野区鶴橋２丁目11番13号、開始決定時の住所大阪市生野区鶴橋４丁目14番２号
破産者　宋　　文石
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２８６号
奈良県大和郡山市柏木町142番地　タウニイ中嶋102号
破産者　桑田　勇治
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１７２号
奈良市西登美ヶ丘３丁目19番12号、申立時の住所奈良県生駒郡平群町大字梨本718番地の３
破産者　森本　　理
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所